

令和3年度補正予算（案）

デジタル田園都市国家構想推進交付金
地方創生テレワークタイプ
制度概要

令和3年12月1日



内閣府 地方創生推進室
内閣官房 デジタル田園都市国家構想実現会議事務局

デジタル田園都市国家構想推進交付金（制度目的）

- 地方からデジタルの実装を進め、地方と都市の差を縮め、都市の活力と地方のゆとりの両方を享受できる「**デジタル田園都市国家構想**」の実現を図る。
- 地方への新たなひとの流れを創出するため、サテライトオフィスの施設整備等に取り組む地方公共団体を支援。

デジタル田園都市国家構想実現会議第一回 岸田総理大臣発言（抜粋）（令和3年11月11日）

デジタル田園都市国家構想は、「新しい資本主義」実現に向けた成長戦略の最も重要な柱です。デジタル技術の活用により、地域の個性を活かしながら、地方を活性化し、持続可能な経済社会を実現してまいります。同構想実現のため、時代を先取るデジタル基盤を公共インフラとして整備するとともに、これを活用した地方のデジタル実装を、政策を総動員して支援してまいりたいと考えています。

（中略）

3点目として、地方創生のための各種交付金のほか、今回の**経済対策で新しく創設をいたしますデジタル田園都市国家構想推進交付金をフルに活用いたします。**

（中略）

当面の具体的施策及び中長期的に取り組んでいくべき施策の全体像については、年内を目途に取りまとめを行います。その上で、速やかに実行に移していくことで、早期に、地方の方々が実感できる成果をあげていきたいと考えています。

コロナ克服・新時代開拓のための経済対策 （令和3年11月19日閣議決定）

（2）地方を活性化し、世界とつながる「デジタル田園都市国家構想」

①テレワーク、ドローン宅配、自動配送、自動運転などデジタルの地方からの実装

デジタル技術の活用により、地域の個性を活かしながら、地方を活性化し、持続可能な経済社会を目指す「デジタル田園都市国家構想」を推進する。同構想実現のため、時代を先取るデジタル基盤を、公共インフラとして整備するとともに、これを活用した地方のデジタル実装を、政策を総動員して支援する。地方からデジタルの実装を進め、新たな変革の波を起こし、地方と都市の差を縮めていく。（中略）

また、**デジタルを活用した、意欲ある地域による自主的な取組を応援するための交付金を大規模に展開し、テレワーク、ドローン宅配、自動運転等の更なる推進を図り、デジタルイノベーションを地方から実装する。**加えて、魅力的なまちづくりを推進し、地方が抱える課題の解決を図る（後略）

デジタル田園都市国家構想推進交付金（内閣府地方創生推進室）

地方創生テレワークタイプ

令和3年度補正予算額 200.0億円の内数

事業概要・目的

○デジタル技術の活用により、地域の個性を活かしながら、地方を活性化し、持続可能な経済社会を目指す「デジタル田園都市国家構想」を推進するため、地方からデジタルの実装を進めていくことが喫緊の課題。

○このため、デジタルを活用した、意欲ある地域による自主的な取組を応援するため、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、国が交付金により支援する。

○具体的には地方への新たなひとの流れを創出するため、サテライトオフィス等の施設整備・運営・利用促進等の取組を行う地方公共団体や、サテライトオフィス等に進出する企業と地元企業等が連携して行う地域活性化に資する取組を支援する地方公共団体を国が交付金により支援する。

事業イメージ・具体例

「転職なき移住」を実現するとともに、地方への新たなひとの流れを創出する地方公共団体を支援。

<対象事業>

①サテライトオフィス等整備事業

地方公共団体がサテライトオフィス等を開設・運営、プロモーション等のプロジェクトを推進する事業

②サテライトオフィス等開設支援事業

地方公共団体がサテライトオフィス等運営事業者等の施設についてその開設・運営を支援、プロモーション等のプロジェクトを推進する事業

③サテライトオフィス等活用促進事業

地方公共団体が既存のサテライトオフィス等施設利用促進のため、テレワーク関連設備等の導入支援、プロモーション等のプロジェクトを推進する事業

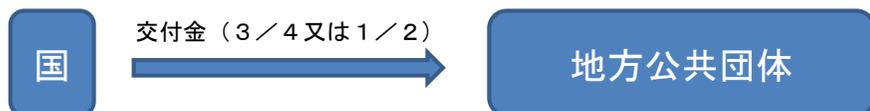
④企業進出支援事業

地方公共団体が上記事業の対象となるサテライトオフィス等を利用する区域外の企業進出を支援する事業

⑤進出企業定着・地域活性化支援事業

地方公共団体が、サテライトオフィス等を利用する進出企業が地元企業等と連携して行う地域資源を活用した地域活性化に資する取組を支援する事業

資金の流れ



期待される効果

○地方からデジタルの実装を進め、新たな変革の波を起こし、地方と都市の差を縮めていくことで、「デジタル田園都市国家構想」を推進します。

デジタル田園都市国家構想推進交付金 地方創生テレワークタイプ 全体概要

デジタル田園都市国家構想推進交付金 地方創生テレワークタイプ の概要

- 「転職なき移住」を実現し、地方への新たなひとの流れを創出することで、デジタル田園都市国家構想の実現に貢献するため、デジタル田園都市国家構想推進交付金（地方創生テレワークタイプ）を措置。
- 本タイプは「地方創生テレワーク交付金」の後継となるもの。

交付金の特徴

- ・補助率 **3/4**（高水準タイプ）、**1/2**（標準タイプ）
- ・自治体施設整備に加え、**民間施設整備・進出企業の支援が可能。**
- ・ハード／ソフト経費の一体的な執行
- ・サテライトオフィスの整備支援等だけでなく、「**進出企業定着・地域活性化支援事業**」を措置
- ・**予算額200億円の内数（国費ベース）**

<交付上限額等>

○施設整備・運営費 ※最大3施設／団体

	整備する施設の収容可能人数（1施設あたり）		
	20人未満	20人以上50人未満	50人以上
施設整備・運営	3,000万円	4,500万円	9,000万円
施設規模別の上限	3施設	2施設	1施設

○施設整備・運営以外のソフト経費：
最大1,200万円／団体

○進出支援経費（返還制度あり）：
進出支援金 最大100万円／社

○進出企業定着・地域活性化支援費：
最大3,000万円／事業

サテライトオフィス等を整備・運営、利用促進

① 自治体運営施設として整備

② 民間運営施設として整備

施設を開設して、地域に企業を呼び込みたい



①⇔②組合わせ可
（最大3施設）

働く環境の整備

利活用・プロジェクト推進



施設整備・運営 事業費 最大9,000万円／施設
プロジェクト推進 事業費 最大1,200万円／団体

<最大3施設>

③ 既存施設の拡充・利用促進

既に整備した施設の拡充・利用促進
で地域に企業を呼び込みたい



利活用・
プロジェクト
推進



③⇔④
組合わせ可

事業費 最大1,200万円／団体

④ 企業の進出支援

①②⇔④
組合わせ可

施設の利用企業を支援して地域への
企業進出を促進したい



進出企業
支援



進出支援金 最大100万円／社

①～③との組合わせ必須

⑤ 進出企業定着・地域活性化の支援

地方創生テレワーク交付金又はデジタル田園都市国家構想推進交付金（地方創生テレワークタイプ）を活用した施設の進出企業と地元企業等との連携事業を支援したい

事業費 最大3,000万円／事業

進出企業定着・
地域活性化支援



[金額は総事業費ベース、国費は3/4又は1/2]

■ 対象事業

地方創生テレワークの推進により、地方への新たなひとの流れを創出するため、地方公共団体が地域の実情や強みを踏まえ、創意工夫を凝らしつつ積極的に取り組む、以下のいずれか又はその組み合わせにより実施する事業

対象となる要素事業	内容
① サテライトオフィス等整備事業 (自治体運営施設整備等)	地方公共団体が、サテライトオフィス・シェアオフィス・コワーキングスペース等（以下「サテライトオフィス等」という）を開設、プロモーション、ビジネスマッチング等のプロジェクトを推進
② サテライトオフィス等開設支援事業 (民間運営施設開設支援等)	地方公共団体が、サテライトオフィス等運営事業者（※）・コンソーシアムの施設について、その開設を支援、プロモーション、ビジネスマッチング等のプロジェクトを推進
③ サテライトオフィス等活用促進事業 (既存施設拡充促進)	地方公共団体が、区域外からの進出企業・滞在者・移住者による既存のサテライトオフィス施設利用を促進するため、テレワーク関連設備等の導入支援、プロモーション、ビジネスマッチング等のプロジェクトを推進
④ 進出支援事業（利用企業助成）	地方公共団体が、上記事業の対象となるサテライトオフィス等を利用する区域外の企業進出を支援
⑤ 進出企業定着・地域活性化支援事業	地方公共団体が、サテライトオフィス等を利用する進出企業が地元企業等と連携して行う地域活性化に資する取組を支援

※サテライトオフィス等運営事業者とは、当該施設を他者に対しオフィススペースやワークスペースとして提供し、その管理・運営を事業として行う者である。

■ 対象施設

* 赤字は地方創生テレワーク交付金からの変更点

テレワークにより働く環境又は機能を有し、かつ、事業を実施する地方公共団体の区域内に所在する施設等

地方創生テレワーク交付金採択団体における デジタル田園都市国家構想推進交付金（地方創生テレワークタイプ）の①～④事業の申請について

- 令和3年度採択団体が新たに①～④事業を申請する場合、施設数の上限、交付上限額については、新規の申請団体と同様に扱う。
- ただし、過剰な施設整備・プロジェクト推進等を抑止する観点から、以下の申請要件を追加する。

＜令和3年度採択団体における令和4年度の①～④事業申請要件＞

令和3年度申請時に設定した「2022年度末におけるKPI」の達成に向けた、2022年度の実行内容及びKPIの進捗状況についての追加資料の提出

- ※ 追加資料については、2021年度の実行内容での反省等を踏まえた上で、「実行計画」よりも詳細な内容を記載すること。
 - ※ 追加資料については、実行計画のフォローアップ（年度ごとに求めている実行状況やKPI進捗状況等の報告）の際にも参考とする。
- なお、令和3年度に整備した施設を対象とする事業は不可とする（⑤事業を除く。）

- 高水準タイプ・・・1,000万の事業の場合、地方負担は250万円（交付対象事業費の25%）

デジタル田園都市国家構想推進交付金
地方創生テレワークタイプ
交付対象事業費の3 / 4
(75%)

地方負担※
交付対象事業費の1 / 4
(25%)

- 標準タイプ・・・1,000万の事業の場合、地方負担は500万円（交付対象事業費の50%）

デジタル田園都市国家構想推進交付金
地方創生テレワークタイプ
交付対象事業費の1 / 2
(50%)

地方負担※
交付対象事業費の1 / 2
(50%)

地方負担には新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当が可能（算定率については調整中）

※都道府県・市町村ごとに割り当てられた臨時交付金の交付限度額（地方単独事業分）とは**別枠で措置。**

デジタル田園都市国家構想推進交付金 地方創生テレワークタイプ^o

(①サテライトオフィス等整備事業、②サテライトオフィス等開設支援事業、
③サテライトオフィス等活用促進事業、④進出支援事業)

「デジタル田園都市国家構想推進実施計画（地方創生テレワークタイプ）」を策定し、2025年度のK P Iを以下の通り設定

高水準タイプ

補助率 3 / 4

- ① 2025年度末のサテライトオフィス等施設を利用する企業数を設定のうえ、そのうち、所在都道府県外の企業が3社以上
- ② 2025年度中のサテライトオフィス等施設の利用者数を設定のうえ、そのうち、所在都道府県外の利用者数の割合が5割以上
- ③ 事業開始から2025年度末までの移住者数がサテライトオフィス等施設の所在する市町村の人口の0.01%以上

有識者が審査

標準タイプ

補助率 1 / 2

- ① 2025年度末のサテライトオフィス等施設を利用する企業数を設定のうえ、そのうち、所在都道府県外の企業が1社以上
- ② 2025年度中サテライトオフィスの等施設の利用者数を設定のうえ、そのうち、所在都道府県外の利用者数の割合が3割以上
- ③ 事業開始から2025年度末までの移住者数を設定

事務局が審査

<評価の視点> (タイプ共通)

- ① 期間内に事業が完了可能か、新たな人の流れを創出するか等（政策目的適合性）
- ② 企業の進出が見込めるか 等（企業進出可能性）
- ③ 企業の定着が見込めるか 等（企業定着可能性）
- ④ 過大な施設設置とにならないか 等（費用対効果、波及効果）

S,A

高水準タイプ (3/4)
で採択

B,C

標準タイプ
(1/2)
で採択

S,A,B,C

標準タイプ(1/2)
で採択

D D

不採択

①サテライトオフィス等整備事業、②サテライトオフィス等開設支援事業、③サテライトオフィス等活用促進事業、④進出支援事業の事業イメージは以下のとおり。

※①②と③の同時実施はできません。

①サテライトオフィス等整備事業 (自治体運営施設整備等)



➤ 地方公共団体が、サテライトオフィス・シェアオフィス・コワーキングスペース等を開設、プロモーション、ビジネスマッチング等のプロジェクトを推進

- | | |
|-------------|------------------------------|
| ・ 施設整備・運営支援 | 事業費最大9,000万円／施設 (50人以上収容の場合) |
| ・ プロジェクト推進 | 事業費最大1,200万円／団体 ※①②事業共通 |

自治体運営施設の整備・運営支援

◎ 整備事業の例 旧庁舎、公民館、廃校、駅舎、道の駅 等

- ・ サテライトオフィス等の**新築・改築・模様替え・修繕その他の改修**
- ・ テレワークにより働く環境又は機能を有する上で必要と認められる**設備導入**

<修繕その他の改修・設備導入の例>

- 壁のクロスや天井、床の修繕費等の簡易な改修
- 電気設備 (エアコン、コンセント増設)、給湯設備、トイレの改修

- ・ テレワークにより働く環境又は機能を有する上で必要と認められる**什器・機器** (机、イス、パソコン、タブレットPC、OA機器等の導入) 等

- ・ **通信環境整備** (インターネット、Wi-Fi環境 等)

★ 交付対象事業費の2割以内で、**ベッド等の宿泊設備、カフェ等コミュニティスペース等の当該施設の利用促進につながる施設整備**や**用地取得、外構の工事**等も対象。

◎ 運営事業の例

- ・ **施設運営・管理委託** (人件費・光熱水費・通信料・賃借料) 等

プロジェクト推進

○ 施設整備・運営以外のソフト経費

<取組例>

- ・ 動画、ポスター、ホームページの製作
- ・ お試しテレワークに係る旅費、宿泊費の補助
- ・ サテライトオフィス等に関する説明会開催
- ・ 首都圏マッチングイベント参加
- ・ 地元企業とのビジネスマッチングイベント開催
- ・ テレワーク普及イベント、講演会実施等

利
活
用
の
促
進

②サテライトオフィス等開設支援事業 (民間運営施設開設支援等)



- 地方公共団体が、サテライトオフィス等運営事業者等の施設について、その開設を支援、プロモーション、ビジネスマッチング等のプロジェクトを推進
- 支援対象が決まっている場合に加え、**公募事業も可能**
 - 〔 ・ 施設整備・運営支援 事業費最大9,000万円/施設 (50人以上収容の場合) 〕
 - 〔 ・ プロジェクト推進 事業費最大1,200万円/団体 ※①②事業共通 〕

民間運営施設の整備・運営支援

◎整備支援の例 **空き店舗、古民家、ホテル・旅館の一部、港の倉庫 等**

- ・ サテライトオフィス等の**新築・改築・模様替え・修繕その他の改修**
- ・ テレワークにより働く環境又は機能を有する上で必要と認められる**設備導入**
<修繕その他の改修・設備導入の例>
 - 〔 一壁のクロスや天井、床の修繕費等の簡易な改修 〕
 - 〔 一電気設備 (エアコン、コンセント増設)、給湯設備、トイレの改修 〕
- ・ テレワークにより働く環境又は機能を有する上で必要と認められる**什器・機器**
(机、イス、パソコン、タブレットPC、OA機器等の導入) 等
- ・ **通信環境整備** (インターネット、Wi-Fi環境 等)

★交付対象事業費の2割以内で、**ベッド等の宿泊設備、カフェ等コミュニケーションスペース等の当該施設の利用促進につながる施設整備**や**用地取得、外構の工事等**も対象。

◎運営支援の例

- ・ **施設運営・管理委託** (人件費・光熱水費・通信料・賃借料) 等

プロジェクト推進

○施設整備・運営以外のソフト経費

<取組例>

- ・ 動画、ポスター、ホームページの製作
- ・ お試しテレワークに係る旅費、宿泊費の補助
- ・ サテライトオフィス等に関する説明会開催
- ・ 首都圏マッチングイベント参加
- ・ 地元企業とのビジネスマッチングイベント開催
- ・ テレワーク普及イベント、講演会実施等

自治体が行うPRに加え、サテライトオフィス等の運営事業者が行うPR事業への補助も可

利
活
用
の
促
進

③ サテライトオフィス等活用促進事業

地方公共団体が、区域外からの進出企業・滞在者・移住者による**既存のサテライトオフィス施設利用を促進**するため、テレワーク関連設備等の導入支援、プロモーション、ビジネスマッチング等のプロジェクトを推進
(最大1,200万円/団体)

<取組の例>

- 動画、チラシ、ポスター、ホームページの製作委託費等のプロモーション
- ビジネスマッチング・セミナー開催
- サテライトオフィスの説明会開催
- テレワーク関連設備導入 (パソコン、テレビ会議システム、通信環境整備)
- オンライン会議用ブース導入 等



オンライン会議用ブース
(テレキューブ)
<https://telecube.jp/features/>



事業例「アーティストビレッジ阿蘇096区」(熊本県高森町) デジタル作画・画像編集をスムーズに行える高機能なワークステーション等漫画制作機材を購入。

④ 進出支援事業 (利用企業助成)

地方公共団体が、①②③事業の対象となるサテライトオフィス等を利用する区域外の企業進出を支援
(最大100万円/社)

- **進出支援金は100万円/社で渡しきり**

<活用のイメージ>

社員の引っ越し費用、社員の旅費・滞在費用
研修費用 等

- **返還制度あり**…進出企業は、3年以上5年以内に、施設利用を終了した時は半額、3年未満に施設利用を終了した場合全額を返還。

<参考> 支援対象者の要件

以下のすべてを満たす場合に進出支援金の対象となる。

- ①②③の事業に係るサテライトオフィス等を利用する当該サテライトオフィス等の所在する市町村区域外の企業又は団体であること。
- 官公庁等 (第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。) ではないこと。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業業者でないこと。
- 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。

① 政策目的に対する適合性

(先駆性のポイント)

- ア 都市部から地方への新しい人の流れの創出に資する取組となっているか
- イ 地方における魅力ある働く環境の充実に資する取組となっているか
- ウ 都市部の仕事を地方でも行う地方創生テレワークの円滑な実施を可能とする取組となっているか

② 企業進出・滞在・移住の実現可能性

(先駆性のポイント)

- ア 地域の強み・資源を分析し、地域の強み・資源を活かした取組となっているか
- イ 進出・滞在・移住を働きかける企業像等が明確で、企業等のニーズに的確に対応した取組となっているか
- ウ 事業の担当部局のみの取組ではなく、他の部局も協力し、進出企業・滞行者・移住者の事業・生活支援につながる各種の政策を相互に関連づけて相乗効果を生む取組となっているか（政策間連携）

③ 企業進出・滞在・移住の持続可能性

(先駆性のポイント)

- ア 地方公共団体のみでの取組ではなく、民間と協働して行う取組となっているか（官民協働）
- イ 事業を実効的・継続的に推進する主体が形成される取組となっているか
- ウ 働く環境の整備・充実後の運営計画が継続的なものになっているか（自立性）

④ 地域経済等への波及効果

(先駆性のポイント)

- ア 地域の雇用や賑わいの創出など地域経済への波及効果が見込める取組となっているか
- イ 住民の生活向上への波及効果が見込める取組となっているか
- ウ 事業の内容に照らして過大な事業費が計上されておらず、過大な施設設置とならず、高い費用対効果を示せる取組となっているか（他地域への横展開の可能性）

デジタル田園都市国家構想推進交付金 地方創生テレワークタイプ 申請要件・評価方法

1. 申請要件		評価方法	採択要件
高水準タイプ	■ 2025年度（国費事業終了後3年後）のK P Iを以下の通り設定していること		
	サテライトオフィス等施設を利用する企業数	○・×	・申請様式に記載された内容が要件を満たしているかどうか。 「○」…要件を満たしている。 「×」…要件を満たしていない。
	サテライトオフィス等施設を利用する企業のうち、所在都道府県外の企業が3社以上	○・×	
	サテライトオフィス等施設の利用者数	○・×	
	サテライトオフィス等施設の利用者のうち、所在都道府県外の利用者数の割合が5割以上	○・×	
	移住者数がサテライトオフィス等施設の所在する市町村の人口の0.01%以上	○・×	
標準タイプ	■ 2025年度（国費事業終了後3年後）のK P Iを以下の通り設定していること		
	サテライトオフィス等施設を利用する企業数	○・×	・申請様式に記載された内容が要件を満たしているかどうか。 「○」…要件を満たしている。 「×」…要件を満たしていない。
	サテライトオフィス等施設を利用する企業のうち、所在都道府県外の企業が1社以上	○・×	
	サテライトオフィス等施設の利用者数	○・×	
	サテライトオフィス等施設の利用者のうち、所在都道府県外の利用者数の割合が3割以上	○・×	
	移住者数を設定	○・×	

2. 評価項目	評価方法					評価のポイント
評価項目（高水準タイプ、標準タイプ共通）						
①政策目的に対する適合性	S	A	B	C	D	ア 都市部から地方への新しい人の流れの創出に資する取組となっているか イ 地方における魅力ある働く環境の充実に資する取組となっているか ウ 都市部の仕事を地方でも行う地方創生テレワークの円滑な実施を可能とする取組となっているか
②企業進出・滞在・移住の実現可能性	S	A	B	C	D	ア 地域の強み・資源を分析し、地域の強み・資源を活かした取組となっているか イ 進出・滞在・移住を働きかける企業像等が明確で、企業等のニーズに的確に対応した取組となっているか ウ 事業の担当部局のみの取組ではなく、他の部局も協力し、進出企業・滞業者・移住者の事業・生活支援につながる各種の政策を相互に関連づけて相乗効果を生む取組となっているか（政策間連携）
③企業進出・滞在・移住の持続可能性	S	A	B	C	D	ア 地方公共団体のみでの取組ではなく、民間と協働して行う取組となっているか（官民協働） イ 事業を実効的・継続的に推進する主体が形成される取組となっているか ウ 働く環境の整備・充実後の運営計画が継続的なものになっているか（自立性）
④地域経済等への波及効果	S	A	B	C	D	ア 地域の雇用や賑わいの創出など地域経済への波及効果が見込める取組となっているか イ 住民の生活向上への波及効果が見込める取組となっているか ウ 事業の内容に照らして過大な事業費が計上されておらず、過大な施設設置とならず、高い費用対効果を示せる取組となっているか（他地域への横展開の可能性）

3. 総合評価

総合評価は「S」、「A」、「B」、「C」及び「D」の5段階で判定する。

○総合評価の目安は以下のとおり。

※ 申請要件の項目に一つでも「×」がついたものは「D」評価とする。

S評価	「申請要件」で該当することを要する項目が全て「○」、「①政策目的に対する適合性」、「②企業進出・滞在・移住の実現可能性」、「③企業進出・滞在・移住の持続可能性」、「④地域経済等への波及効果」全ての項目が「A」評価以上である場合。
A評価	「申請要件」で該当することを要する項目が全て「○」、「①政策目的に対する適合性」、「②企業進出・滞在・移住の実現可能性」、「③企業進出・滞在・移住の持続可能性」、「④地域経済等への波及効果」全ての項目が「B」評価以上であり、かつ、そのうち2項目以上が「A」評価以上である場合。
B評価	「申請要件」で該当することを要する項目が全て「○」、「①政策目的に対する適合性」、「②企業進出・滞在・移住の実現可能性」、「③企業進出・滞在・移住の持続可能性」、「④地域経済等への波及効果」全ての項目が「B」評価以上である場合。
C評価	「申請要件」で該当することを要する項目が全て「○」、「①政策目的に対する適合性」、「②企業進出・滞在・移住の実現可能性」、「③企業進出・滞在・移住の持続可能性」、「④地域経済等への波及効果」全ての項目が「C」評価以上であり、かつ、そのうち1項目以上が「B」評価以上である場合。
D評価	「S」評価、「A」評価、「B」評価、「C」評価のいずれにも該当しない場合。

4. 採択区分

申請しているタイプおよび総合評価に応じて、「高水準タイプ」、「標準タイプ」、「不採択」の3段階の採択区分を決定する。

高水準タイプ	高水準タイプで申請しており、総合評価が「A」評価以上である場合。
標準タイプ	総合評価が「C」評価以上である場合。
不採択	「高水準タイプ」、「標準タイプ」のいずれにも該当しない場合。

デジタル田園都市国家構想推進交付金 地方創生テレワークタイプ 対象経費

■ 対象経費

- 地方創生テレワークの推進により、地方への新たなひとの流れを創出するため、地方公共団体が地域の実情や強みを踏まえ、創意工夫を凝らしつつ積極的に取り組む、「①サテライトオフィス等整備事業（自治体所有施設整備等）」、「②サテライトオフィス等開設支援事業（民間所有施設開設支援等）」、「③サテライトオフィス等活用促進事業（既存施設等活用等）」「④進出支援事業」の実施に要する経費を支援対象とする。

（具体的な対象経費の例）

	①サテライトオフィス等 整備事業 （自治体所有施設整備等）	②サテライトオフィス等 開設支援事業 （民間所有施設開設支援等）	③サテライトオフィス等 活用促進事業 （既存施設等活用等）	④進出支援事業
施設整備・ 運営	<ul style="list-style-type: none"> 施設整備費 通信環境整備費 什器・機器導入費 施設運営管理委託費 等 	<ul style="list-style-type: none"> 施設整備支援費 通信環境整備支援費 什器・機器導入支援費 施設運営支援費 等 	-	-
施設整備・ 運営以外の ソフト経費	<ul style="list-style-type: none"> プロモーション経費（※） ビジネスマッチング・セミナー経費 企業の採用活動経費（インターン、説明会） オンライン会議用ブース料（リース等） その他外注費 等 	（※）交付対象者よりも人口規模の大きい地域に所在する企業の誘致等経費であることが望ましい		<ul style="list-style-type: none"> 進出支援経費 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">返還制度あり</div>

■ 対象外経費（以下の経費については、原則として支援の対象外とする）

- 人件費（地方公共団体の職員の人件費）
- ※ 地方公共団体職員の人件費を対象外とするものであり、委託事業において、委託費の中に事業実施のための人件費相当が含まれていても、人件費であることをもって対象外とはしない。
- 職員旅費（トップセールスに伴う随行旅費は除く）
- 従前から実施しているイベントや地方都市において持ち回りで実施している会議等（ただし、それらと関連して行う、新たなサイドイベント等に係る費用については交付対象となり得る。）
- 貸付金又は保証金（繰上償還による保証金の過払い相当分の返金に伴う国庫返納を要するもの）、基金積立金
- 国の補助金等を受けている又は受けることが確定している事業に要する経費
- 地域おこし協力隊員の人件費など、財政上の支援をうけている経費

デジタル田園都市国家構想推進実施計画（地方創生テレワークタイプ）

デジタル田園都市国家構想推進実施計画（地方創生テレワークタイプ）（申請にあたり地方公共団体が作成）		
	地方創生テレワーク推進事業計画（施設整備・利用促進事業）	地方創生テレワーク推進取組計画（施設整備・利用促進事業）
概要	①～④事業（施設整備・利用促進事業）の交付期間内における実施計画（期間： 当該事業年度末まで ）	①～④事業（施設整備・利用促進事業）の交付対象事業終了後における実施計画（期間： 交付対象事業終了後3か年 ）
主な内容	<p>(1) 基本項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ①交付対象事業の名称・事業要素 ②交付対象事業の背景・概要 <ul style="list-style-type: none"> ・背景・目的、K P I（進出企業数、移住数等） ・事業概要（働く環境の充実、地方創生テレワークの円滑実施） ・進出・滞在・移住を働きかける企業像、想定するニーズ ・事業に活用する地域の強み・資源とその理由 ・交付対象事業とは別に行う関連事業・期待する相乗効果 <p>(2) 各要素事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ①サテライトオフィス等整備事業 対象施設、整備内容、プロジェクト推進内容 ②サテライトオフィス等開設支援事業 対象施設、開設支援内容、プロジェクト推進内容 ③サテライトオフィス等活用促進事業 対象施設、プロジェクト推進内容 ④進出支援事業 支援概要、支給対象企業要件、返還要件 等 <p>(3) 先駆性に関わる取組等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間と協働して行う取組の内容 ・事業を実効的・継続的に推進する主体 ・働く環境の整備・充実後の運営計画の考え方 ・地域の雇用やにぎわいの創出など地域経済への波及効果 ・地域住民への生活向上への波及効果 ・経費の適正化、費用対効果の考え方 	<p>交付対象事業の取組概要、収支内訳、K P I</p> <ul style="list-style-type: none"> ●2023年度（2年目） 取組概要 経費 経常経費の負担の考え方 K P I 状況 等 ●2024年度（3年目） 取組概要 経費 経常経費の負担の考え方 K P I 状況 等 ●2025年度（4年目） 取組概要 経費 経常経費の負担の考え方 K P I 状況 等

※本交付金の交付対象事業は、地域再生計画に記載され、地方版総合戦略に位置付けられた事業である必要はない。

■ 交付上限額（総事業費ベース。国費は3 / 4、または1 / 2）

「①サテライトオフィス等整備事業」、「②サテライトオフィス等開設支援事業」

	整備する施設の収容可能人数（1施設あたり）		
	20人未満	20人以上50人未満	50人以上
施設整備・運営	3,000万円	4,500万円	9,000万円
1 団体における 施設数の上限	合計3施設		
(施設規模別の上限)	3施設	2 施設	1 施設
施設整備・運営以外の ソフト経費※	1,200万円		

「③サテライトオフィス等活用促進事業」

施設整備・運営以外の ソフト経費※	1,200万円
----------------------	---------

※施設整備・運営以外のソフト経費については、1 団体につき1,200万円

「④進出支援事業」

進出支援経費 (返還制度あり)	進出支援金 最大100万円/社
--------------------	-----------------

デジタル田園都市国家構想推進交付金 地方創生テレワークタイプ 各要素事業の組合わせの可否

- 「①サテライトオフィス等整備事業」と「②サテライトオフィス等開設支援事業」との組合わせが可能
- 「③サテライトオフィス等活用促進事業」と、①、②との組合わせは不可
- 「④進出支援事業」は、①、②、③との組合わせが可能

	①サテライトオフィス等整備事業	②サテライトオフィス等開設支援事業	③サテライトオフィス等活用促進事業	④進出支援事業
①サテライトオフィス等整備事業		○	×	○
②サテライトオフィス等開設支援事業	○		×	○
③サテライトオフィス等活用促進事業	×	×		○
④進出支援事業	○	○	○	

① 支援対象とする民間事業者等の要件

以下の全てを満たす法人が対象となる。

- 官公庁等ではないこと。（※）

（※） 第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人は対象

- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。
- 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。

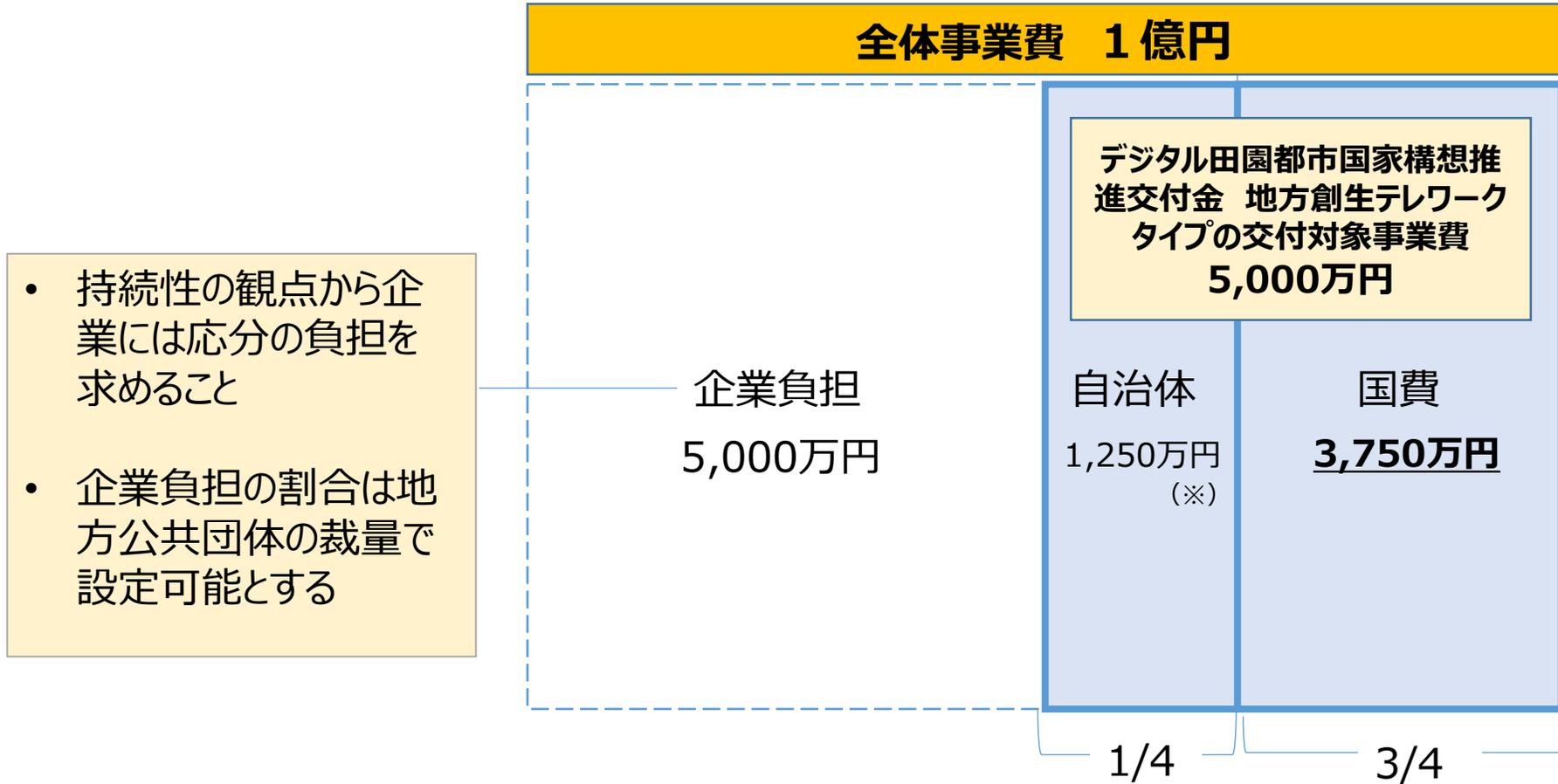
② 民間所有施設の開設等支援について

本交付金はその地域への継続的な新たなひとや仕事の定着と更なる増加を目指すもの。この観点から、民間のサテライトオフィス等運営事業者・コンソーシアムの施設について、その開設・運営を支援する場合は、民間事業者等と継続的に適切な関係が構築できるよう、応分の負担を民間事業者等へ求めること

(参考) デジタル田園都市国家構想推進交付金 地方創生テレワークタイプ (企業負担の考え方について)

- サテライトオフィス等開設支援事業において、総工費 1 億円の民間所有施設を開設支援する事業の場合

< (例) 施設の総工費 1 億円 (高水準タイプ) >



(※) 地方負担分については、財源として、民間企業から地方公共団体に対する寄付金や負担金等を充当することも可。

デジタル田園都市国家構想推進交付金 地方創生テレワークタイプ 進出支援事業

- 進出支援事業は、東京圏への一極集中の是正と地方分散型の活力ある地域社会の実現を目的として、進出先の地方公共団体が本交付金を活用して、区域内のサテライトオフィス・シェアオフィス・コワーキングスペース等を利用する区域外の企業・団体（以下「申請企業」という）に対し進出支援金を支給することを可能とする。

事業主体	進出支援事業を行う地方公共団体
進出支援経費の支給金額	要件を満たす者に対し、進出支援経費として、以下の金額を支給する。 最大100万円／社（国費75万円、または50万円） ※「取扱いⅢ-(4)基準及び補助率」に基づき設定したK P Iに応じて上限件数を設定すること
支援対象者の要件	以下のすべてを満たす場合に進出支援金の対象となる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「取扱いⅢ-1-(2)対象事業」における①～③の事業に係るサテライトオフィス等を利用する当該サテライトオフィス等の所在する市町村区域外の企業又は団体であること。 ・官公庁等（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。 ・暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。
申請方法・提出書類	支援対象者の要件を満たす申請企業が、以下の書類を事業主体の地方公共団体に提出することにより申請を行うものとする。 ＜提出書類＞ 「申請書」、「当該サテライトオフィス等の利用契約が確認できる書類」、「登記簿謄本（履歴事項全部証明書）」
支給方法・支給時期	<ul style="list-style-type: none"> ・進出支援経費は事業主体の地方公共団体から支給するものとし、全額を一括で支給する。 ・申請企業から提出された書類等に基づいて、要件が満たされていることを確認後、速やかに支給する。
返還制度	進出支援事業の主体となる地方公共団体は、返還制度を設けることとする。（詳細次頁）
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・支援対象者の当該サテライトオフィス等の利用状況確認のため、進出支援事業の主体となる地方公共団体は実地検査を行うこと。 ・交付決定事業終了後、会計検査院等が申請企業に対し実地検査に入ることがある。この検査により進出支援金の返還命令等の指示がなされた場合は、これに従う必要がある。

※国が定める取扱いの要件等は上のとおりであるが、この要件の範囲内であれば、事業主体である地方公共団体が事業の趣旨を踏まえつつ独自に要件を設定することは差し支えない。25

- 本交付金を活用し、区域内のサテライトオフィス・シェアオフィス・コワーキングスペース等を利用する区域外の企業・団体（以下「申請企業」という）に対して、企業の進出にかかる経費を助成する事業（以下「進出支援事業」という）を行う場合には、以下の取扱いの要件による。

1. 返還制度

進出支援事業の主体となる地方公共団体は、以下の返還制度を設けることとする。

（A）返還対象者の要件

以下のいずれかの要件に該当する申請企業は、助成金の返還対象とする。

- （1）助成金の申請日から5年以内に、助成金を受理した市町村の区域内の施設の利用を終了した場合
- （2）虚偽の申請であることや利用の実態がないこと等が明らかとなった場合。

※ただし、申請企業の倒産、災害等のやむを得ない事情として助成金制度を設ける地方公共団体が認めた場合はこの限りではない。

（B）返還金額

- 助成金の申請日から3年以上5年以内に、助成金を受理した市町村の区域にある施設の利用を終了した場合：半額
- 助成金の申請日から3年未満で、助成金を受理した市町村の区域にある施設の利用を終了した場合：全額
- 虚偽の申請等が明らかとなった場合：全額

デジタル田園都市国家構想推進交付金
地方創生テレワークタイプ
(⑤進出企業定着・地域活性化支援事業)

全体像

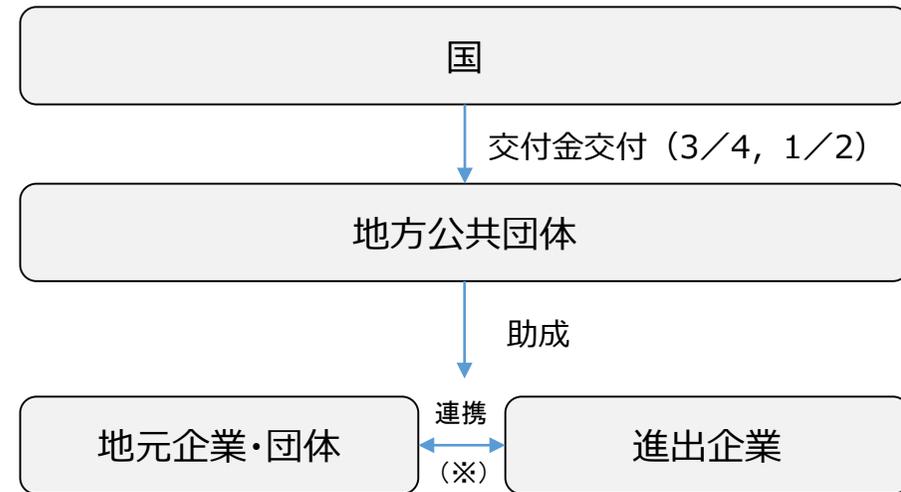
- 地方創生テレワーク交付金又はデジタル田園都市国家構想推進交付金（地方創生テレワークタイプ）の活用により地域へ進出する企業・社員の定着や地域活性化を図るため、本交付金を活用したサテライトオフィス等施設を利用する進出企業と地元企業等が連携して行う、地域資源を活用した地域活性化に資する事業に対し、地方公共団体を通じて助成する仕組みを拡充措置。（進出企業定着・地域活性化支援事業）

<支援対象事業>

地元企業等と進出企業とが連携して行う、
「地域資源」を活用した地域活性化に資する事業

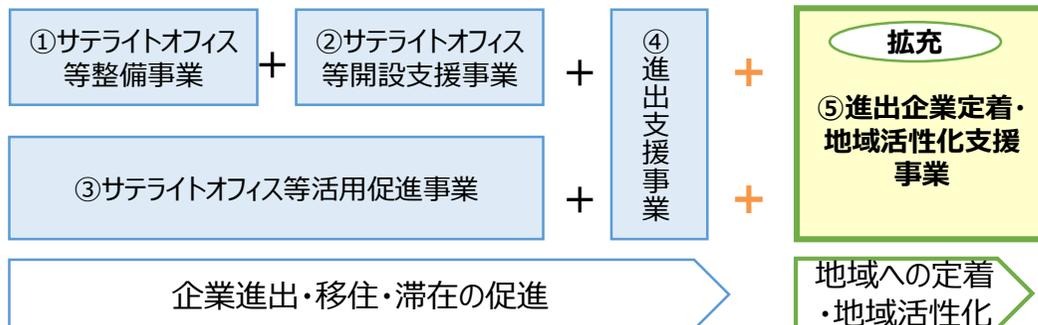
- 例：
- 地元高校と連携したプログラミング教室やIT教室開催の事業
 - 地元の食品資源（地元のジビエ等）を活用した新商品開発・特産品づくりの事業
 - 地元農家と連携した有害獣被害対策のための商品開発
 - 地元の観光資源（温泉等）を活用したシティプロモーション・ワーケーション推進の事業 等

<資金の流れ・対象経費>



※進出企業と地元企業・団体が事業実施のために連携した関係（例：協力協定締結、コンソーシアム組成）であることが条件

<本交付金制度上の位置づけ>



<対象経費>

事業に直接必要なソフト経費・ハード経費
（人件費、旅費、広報費、設備購入費 など）

デジタル田園都市国家構想推進交付金 地方創生テレワークタイプ（進出企業定着・地域活性化支援事業）の概要

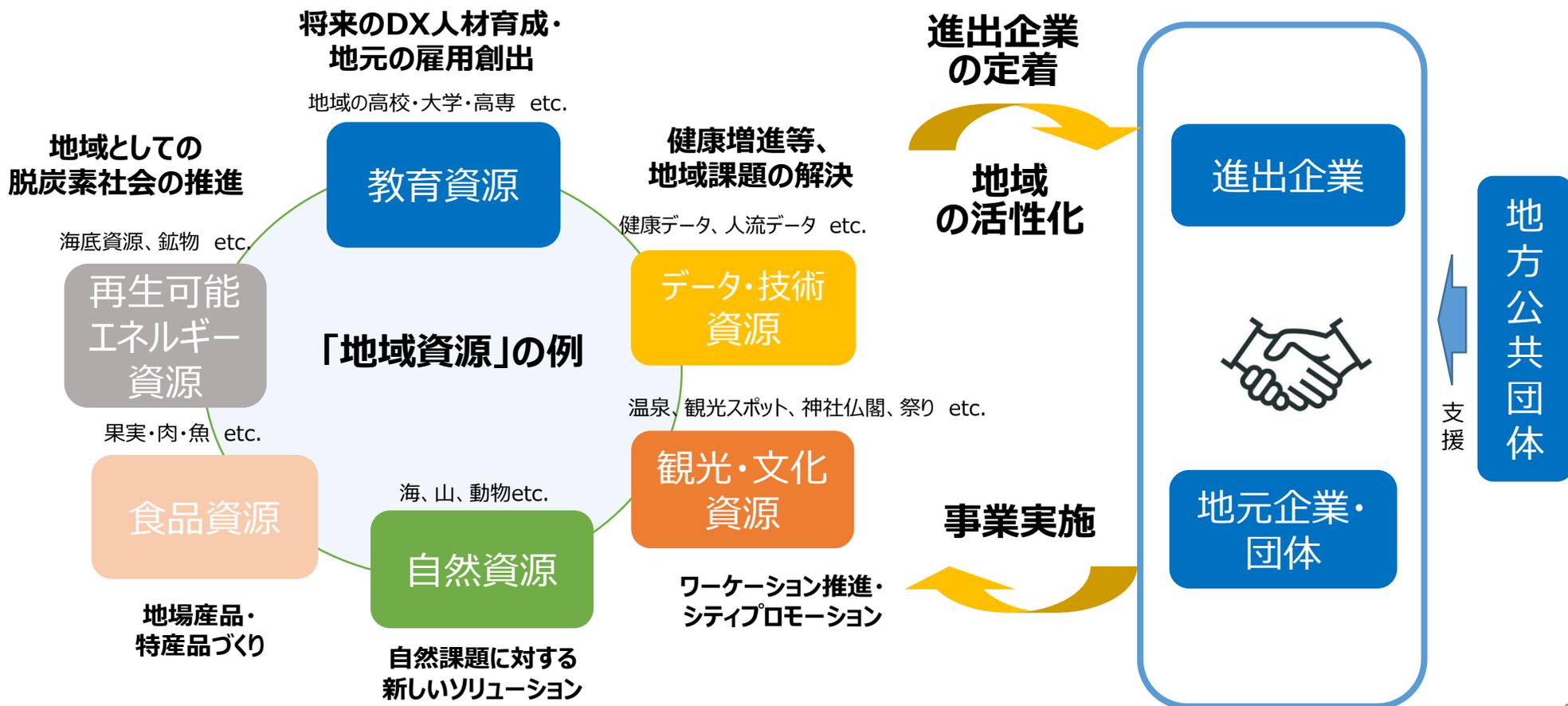
申請要件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地方創生テレワーク交付金又はデジタル田園都市国家構想推進交付金（地方創生テレワークタイプ）①～④事業を活用している地方公共団体（同時申請も可） 2. 対象事業についてKPI（事業のアウトプット及び事業のアウトカム）を複数年度設定していること（既存事業で設定したKPI期間を必ず含めること。） 3. 対象事業を行う推進体制に進出企業と地元企業等が各々1社以上いること
審査方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 進出企業定着・地域活性化支援事業のみ申請する場合（既存事業は前年度に採択） 既存事業の採択が「高水準タイプ」の場合 → 進出企業定着・地域活性化支援事業も「高水準タイプ」で申請 → 有識者審査 既存事業の採択が「標準タイプ」の場合 → 進出企業定着・地域活性化支援事業も「標準タイプ」で申請 → 事務局審査 ○ 既存事業と進出企業定着・地域活性化支援事業を同時に申請する場合 高水準タイプで申請 → 有識者審査（→既存事業の採択タイプと同じタイプで採択） 標準タイプで申請 → 事務局審査（→既存事業の採択タイプと同じタイプで採択）
対象団体	<p>既存事業と同様 （①東京圏外の地方公共団体、②東京圏内の条件不利地域を含む市町村又は東京圏内の2005年～2015年の人口減少率が10%以上の市町村、③東京圏内の都県のうち②の域内に事業を限定して行う都県）</p>
事業期間等	<p>国費事業1か年度（国費事業終了後の取組（各団体において定めた複数年度））</p>
交付上限額等	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 進出企業が地元企業・団体と連携して行う事業（プロジェクト）を単位とし、1プロジェクト当たり3,000万円を交付対象事業費の上限として、地方公共団体を通じて助成を行う仕組みとする。 ※（国費ベース）高水準タイプ：2,250万円、標準タイプ：1,500万円 ➤ 地方公共団体1団体当たりとしては、既存事業（④進出支援事業）における申請可能件数の上限の考え方と同様、「地方創生テレワーク推進実施計画」又は「デジタル田園都市国家構想推進実施計画（地方創生テレワークタイプ）」においてKPIとして設定した「2024（2025）年度末におけるサテライトオフィス等を利用する所在都道府県外の企業数」を申請可能件数の上限とする。

* 既存事業・・・①サテライトオフィス等整備事業、②サテライトオフィス等開設支援事業、③サテライトオフィス等活用促進事業、④進出支援事業

➤ 進出企業定着・地域活性化を目的とした事業であるため「その地域でしかできない取組からこそ、その地域に進出して、持続的に留まる」という要素が必要であることから、**進出企業と地元企業等による、①地域資源を活用し、②地域活性化に資するような取組を対象事業**とする。

➤ ①「地域資源」とは、地域産業を支える技術・ノウハウ、それらが生み出す商品・サービス、自然や歴史・文化等といった地域ならではの資源を想定しており、教育資源、食品資源、観光・文化資源等、幅広い資源が含まれる。

➤ ②については、地域の魅力づくり、地域課題の解決、地域経済への波及効果など地域活性化に資するような事業を想定。

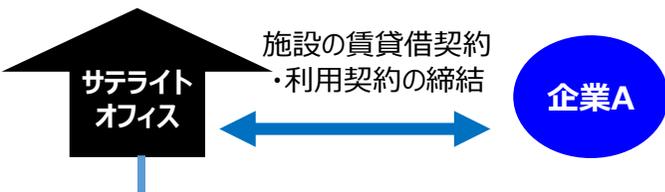


- ▶ 対象事業実施団体は、進出企業と地元企業・団体（各々1社以上であること）。
- ▶ ①進出企業は、地方創生テレワーク交付金又はデジタル田園都市国家構想推進交付金（地方創生テレワークタイプ）を活用したサテライトオフィス等に進出した企業であること。
- ②地元企業等は上記サテライトオフィス等の所在都道府県内に事業所がある、法人格を有する組織であること。
- ③進出企業と地元企業等は、事業実施に当たっての連携・協力をすることが確約された関係であること。
（例：事業実施についての連携協定や協力協定を締結していること又は見込みがあること、事業実施に当たっての協議会等が既に創設されていること 等）

① 進出企業

地方創生テレワーク交付金又はデジタル田園都市国家構想推進交付金（地方創生テレワークタイプ）を活用して整備又は利用促進を図ったサテライトオフィス等に進出した企業（※）であること

（※）サテライトオフィス等施設の賃貸借契約や利用契約など法人契約を締結した所在都道府県外の企業



地方創生テレワーク交付金又はデジタル田園都市国家構想推進交付金（地方創生テレワークタイプ）（①～④事業）を活用した施設であること（進出企業定着・地域活性化支援事業と同時申請の場合も可能）



③ 連携関係

対象事業を実施するための連携・協力関係が確約（※）されていること

（※）連携・協力関係の例

- ・事業実施のための連携協定や協力協定を締結していること又は締結見込みであること
- ・事業実施のための協議会やコンソーシアム等が既に創設されていること

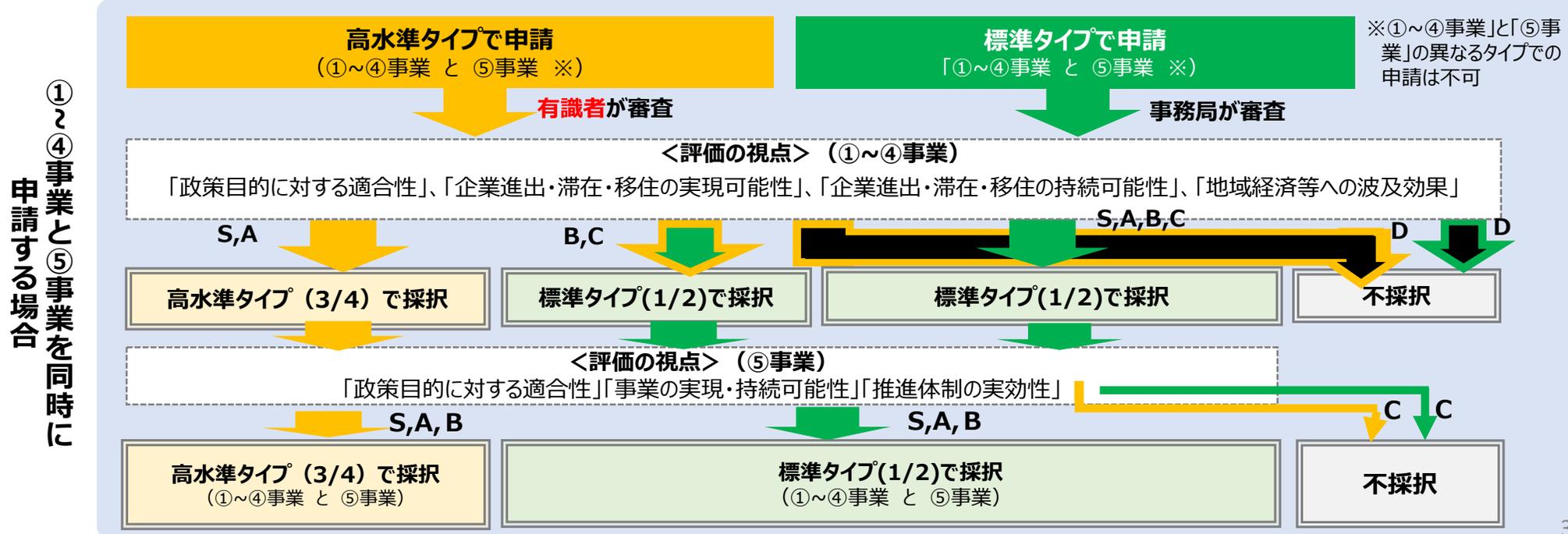
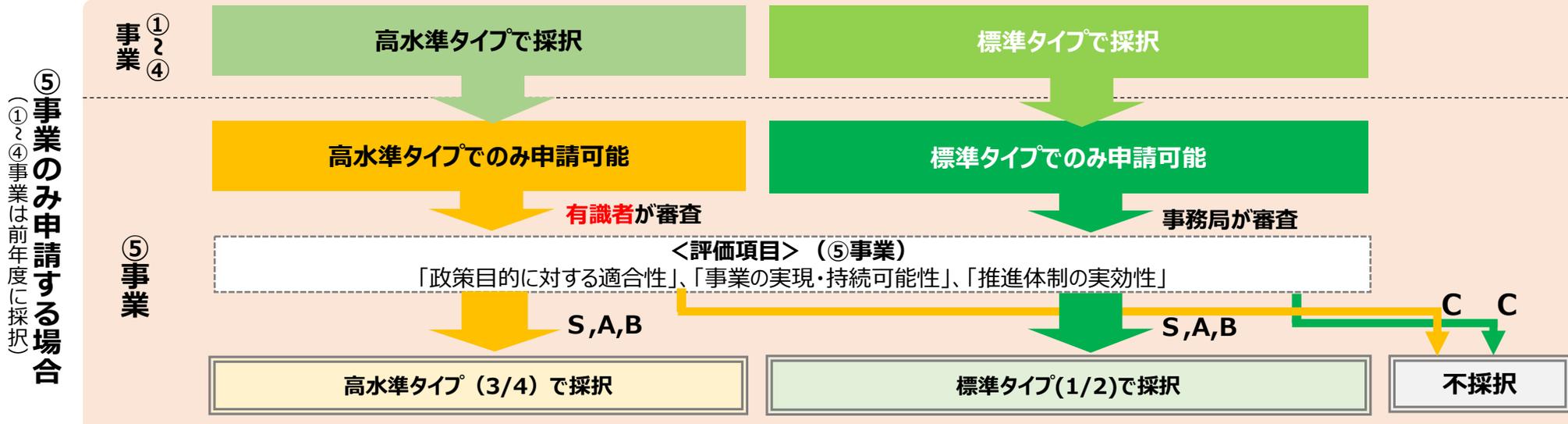
② 地元企業・団体

サテライトオフィス等の所在都道府県内に事業所がある、法人格を有する組織（※）であること

（※）法人格を有する組織の例

- ・株式会社、持株会社、特例有限会社
- ・商工会議所、商工会、商店街振興組合 等
- ・農業協同組合、水産業協働組合、森林組合 等
- ・一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人
- ・国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、国立研究開発法人

* ①サテライトオフィス等整備事業、②サテライトオフィス等開設支援事業、③サテライトオフィス等活用促進事業、④進出支援事業、⑤進出企業定着・地域活性化支援事業



1. 政策目的に対する適合性	評価ポイント
<p><基礎項目></p>	
<p>ア 事業による地域活性化の実現可能性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施により地域活性化が実現されるか（魅力的な地域づくり、地域の課題解決への貢献、地域経済への波及効果など）
<p>イ KPI設定の適切性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業のアウトプット・アウトカムベースで評価指標としてふさわしいKPIが設定されているか
<p><付加項目></p>	
<p>地域のデジタル実装への貢献</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のデジタル実装やデジタル人材育成などに資するような事業か
2. 事業の実現・持続可能性	評価ポイント
<p><基礎項目></p>	
<p>ア 事業計画の適切性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施プロセスやスケジュールが具体的かつ実現可能か ・進出企業等、事業推進主体の特性や強み、地域資源が活かされた内容になっているか
<p>イ 取組計画の適切性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2年目以降の計画（役割分担や実施内容）が明確かつ具体的か ・ランニングコストの見通しや工面方法が明確かつ具体的か
<p><付加項目></p>	
<p>政策間連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・他の施策も活用して相乗効果を図り、事業を成功するための工夫をしているか
3. 推進体制の実効性	評価ポイント
<p><基礎項目></p>	
<p>ア 事業推進主体の確立</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・役割分担が明確にされているか（責任の所在、代表者の決定） ・事業実現に向けて多角的なメンバーが参加しているか
<p>イ 事業推進主体の実効性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業遂行力が実績などから明確か ・交付対象事業の実現に向けて必要なノウハウや技術を発揮できる主体が参加しているか
<p><付加項目></p>	
<p>地方創生テレワークの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「地方創生テレワーク推進運動 Action宣言」実施企業が参画しているか

1. 申請要件	評価方法	採択要件
1. 地方創生テレワーク交付金又はデジタル田園都市国家構想推進交付金（地方創生テレワークタイプ）①～④事業を活用している地方公共団体であること	○・×	申請様式に記載された内容が要件を満たしているかどうか。 「○」…要件を満たしている 「×」…要件を満たしていない
2. 対象事業についてKPI（事業のアウトプットおよび事業のアウトカム）を複数年度設定していること（既存事業で設定したKPI期間を必ず含めること。）	○・×	
3. 対象事業を行う推進体制に進出企業と地元企業等が各々1社以上いること	○・×	

2. 評価項目	評価方法				評価のポイント
①政策目的に対する適合性	S	A	B	C	ア 事業による地域活性化の実現可能性 （事業実施により地域活性化(地域課題の解決、地域の魅力創出、地域経済への波及)が実現されるか） イ KPI設定の適切性 （事業のアウトプット・アウトカムベースで評価指標としてふさわしいKPIが設定されているか） <付加項目> 地域のデジタル実装への貢献 （地域のデジタル実装やデジタル人材育成等に資するような事業か）
②事業の実現・持続可能性	S	A	B	C	ア 事業計画の適切性 （事業実施プロセスやスケジュールが具体的かつ実現可能か、進出企業等、事業推進主体の特性や強み、地域資源が活かされた内容になっているか） イ 取組計画の適切性 （2年目以降の計画（役割分担や実施内容）が明確かつ具体的か、ランニングコストの見通しや工面方法が明確かつ具体的か） <付加評価項目> 政策間連携 （他の施策も活用して相乗効果を図り、事業を成功するための工夫をしているか）
③推進体制の実効性	S	A	B	C	ア 事業推進主体の確立 （役割分担が明確にされているか（責任の所在、代表者の決定）、事業実現に向けて多角的なメンバーが参加しているか） イ 事業推進主体の実効性 （事業遂行力が実績などから明確か、交付対象事業の実現に向けて必要なノウハウや技術を発揮できる主体が参加しているか） <付加項目> 地方創生テレワーク推進 （「地方創生テレワーク推進運動 Action宣言」を実施している企業が参画しているか）

3. 総合評価

総合評価は「S」、「A」、「B」、「C」の4段階で判定する。

○総合評価の目安は以下のとおり。
 ※ 申請要件の項目の一つでも「×」がついたものは「C」評価とする。

S評価

「申請要件」が全て「○」、
 「評価項目」が全て「A」評価以上である場合。

A評価

「申請要件」が全て「○」、
 「評価項目」の全て「B」評価以上であり、かつ、そのうち2項目以上が「A」評価以上である場合。

B評価

「申請要件」が全て「○」、
 「評価項目」が全て「C」評価以上であり、かつ、そのうち2項目以上が「B」評価以上である場合。

C評価

「S」評価、「A」評価、「B」評価のいずれにも該当しない場合。

4. 採択区分

採択区分は「採択」又は「不採択」の2段階で判定する。

※既存事業の採択タイプに応じて、本事業の採択タイプも決定。

採択

総合評価が「B」評価以上である場合。

不採択

総合評価が「C」評価の場合。

KPI設定の考え方

- 本事業は、進出企業の定着と地域活性化を目的としたものであることから、**地方創生テレワーク交付金又はデジタル田園都市国家構想推進交付金（地方創生テレワークタイプ）の①～④事業とは別に、任意かつ事業ごとにふさわしいKPIを事業のアウトプット及び事業のアウトカムの両方の視点から設定することを求める。**
- 以下3つの視点に留意することを求める。
 - ①「客観的な成果」を表す指標であること（成果をとらえた指標設定、定量化）
 - ②事業との「直接性」のある効果を表す指標であること（事業とKPIの因果関係の明確化）
 - ③「妥当な水準」の目標が定められていること（高すぎず低すぎない評価設定）
- KPIは、**事業ごとに任意の複数年度での設定を求める。（①～④事業におけるKPI設定期間は必ず含めることとする）**

事業例	KPIの例	
	事業のアウトプット	事業のアウトカム
ICT人材育成事業 (ICTスキル講座の開催)	ICTスキル講座の参加者数	・講座を受講した学生におけるICT資格取得率の増加 ・講座を受講した地元企業におけるデジタル技術導入率の増加
特産品開発事業 (地場の穀物を活用した日本酒の開発・販売)	新製品の製造本数	新製品の売上本数や取扱店舗数の増加
商品開発事業 (地元農家と連携した有害獣被害対策開発)	センサーの利用農家数	有害獣被害の減少
シティプロモーション事業 (温泉地めぐりや農業就労体験ができるPRツアー開発)	PRツアーの参加者数	ツアーをきっかけとした滞在者数・移住者数の増加

デジタル田園都市国家構想推進実施計画（地方創生テレワークタイプ）

		デジタル田園都市国家構想推進実施計画（地方創生テレワークタイプ）（申請にあたり地方公共団体が作成）	
		地方創生テレワーク推進事業計画（進出企業定着・地域活性化支援事業）	地方創生テレワーク推進取組計画（進出企業定着・地域活性化支援事業）
概要	⑤事業（進出企業定着・地域活性化支援事業）の交付期間内における実施計画（期間： <u>当該事業年度末まで</u> ）	⑤事業（進出企業定着・地域活性化支援事業）の交付対象事業終了後における実施計画（期間は交付対象事業終了年度の翌年から各事業に合わせた任意の複数年度とする（ただし、①～④事業でのKPI設定期間は必ず含めることとする。））	
主な内容	<p>①交付対象事業の名称</p> <p>②交付対象事業の概要等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付対象事業を行うことで目指す地域活性化の効果 ・交付対象事業の概要 ・交付対象事業の実施スケジュール詳細（交付年度） ・交付対象事業の経費内訳 <p>③交付対象事業のKPI設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・KPI、選定したKPIの理由、費用対効果分析を計測するに適している理由等 <p>④事業実施主体の形成等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業推進主体の構成メンバー・体制図、 ・各メンバー概要、 ・事業推進主体の事業遂行力、役割や責任の所在 ・事業推進主体の根拠（協力協定、コンソ定款など） <p>⑤付加評価項目のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策間連携 ・地方創生テレワーク推進運動 Action宣言の実施有無 	<p>交付対象事業終了後の取組概要、収支内訳、K P I</p> <ul style="list-style-type: none"> ●令和5年度（2023年度）[2年目] 取組概要 予定収支内訳 経常経費の負担の考え方 K P I 状況 等 ●令和6年度（2024年度）[3年目] 取組概要 予定収支内訳 経常経費の負担の考え方 K P I 状況 等 ●令和7年度（2025年度）[4年目] 取組概要 予定収支内訳 経常経費の負担の考え方 K P I 状況 等 <p>……（複数年度の期間は任意）</p>	

例：
①～④事業を令和3年度に活用している場合（KPI設定期間：2022年度～2024年度）、ここまでのKPI設定期間は必須

➤ 地方創生テレワーク交付金又はデジタル田園都市国家構想推進交付金（地方創生テレワークタイプ）を活用した施設における進出企業と、当該施設が所在する都道府県内の企業等が連携して行う地域資源を活用した地域活性化に資する**事業実施に直接必要な経費（ハード経費・ソフト経費）を支援対象**とする。

	交付対象経費	対象経費の例	
		例 1：IT人材教室開催の事業を行う場合	例 2：特産品開発の事業を行う場合
ハード経費	<ul style="list-style-type: none"> 施設整備に要する経費 設備整備に要する経費 備品購入に要する経費 施設整備等のために要する設計等に要する経費 	<ul style="list-style-type: none"> 教室で使用するPC、タブレット、プログラミングキットの購入費 	<ul style="list-style-type: none"> 特産品開発を行う向上への設備投資費（厨房設備導入費、加工設備導入費、包装・梱包設備導入費 など） 特産品販売のための拠点整備費（道の駅の部分的改修等）
ソフト経費	<ul style="list-style-type: none"> 事業に必要な人件費や旅費（地方公共団体の職員の人件費や旅費を除く。） 事業に必要なプロモーション費 その他事業実施に直接必要な経費 	<ul style="list-style-type: none"> 講師人件費、旅費 教室で使用するテキスト購入費 教室を開催する会場費 教室開催についてのポスター、チラシ、ホームページ作成費 	<ul style="list-style-type: none"> 特産品開発に必要な人件費、原材料購入費 特産品のブランド化企画（ロゴマーク製作）等に係る人件費 特産品についてのポスター、チラシ、ホームページ作成費

■ **対象外経費**（以下の経費については、原則として支援の対象外とする）

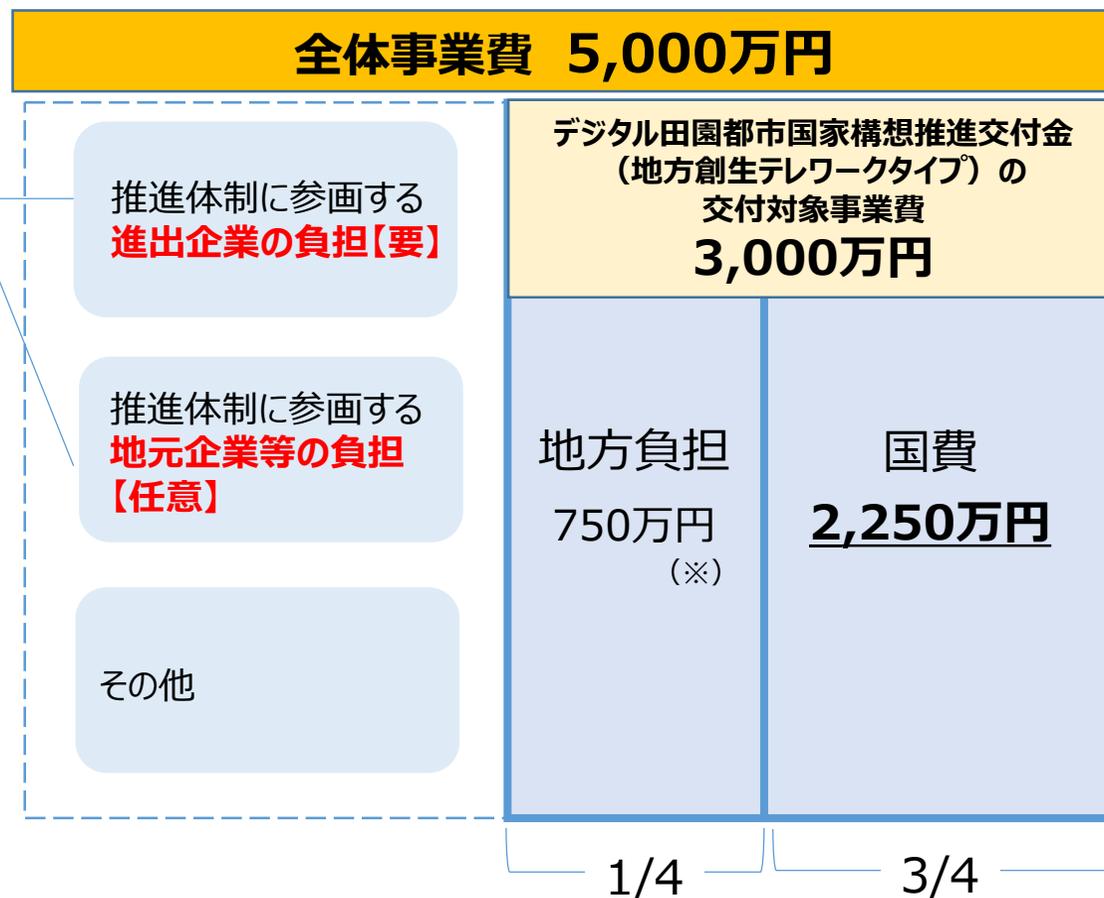
- 地方公共団体の職員の人件費
- 職員旅費（トップセールスに伴う随行旅費は除く）
- 従前から実施しているイベントや地方都市において持ち回りで実施している会議等（ただし、それらと関連して行う、新たなサイドイベント等に係る費用については交付対象となり得る。）
- 貸付金又は保証金（繰上償還による保証金の過払い相当分の返金に伴う国庫返納を要するもの）、基金積立金
- 国の補助金等を受けている又は受けることが確定している事業に要する経費
- 地域おこし協力隊員の人件費など、財政上の支援をうけている経費
- 既存事業におけるソフト経費（①・②事業の施設整備・運営以外のソフト経費及び③事業の経費）に該当する経費（サテライトオフィス等のプロモーション経費、ビジネスマッチング・セミナー経費、企業の採用活動経費（インターン、説明会）、事業主体組成経費（協議会の設立等に必要経費）など）

➤ 進出企業定着・地域活性化支援事業において、総事業費5,000万円の特産品開発の事業を地方公共団体が支援する場合

※高水準タイプ申請の場合

持続性の観点から、推進体制に参画する企業等には応分の負担を求めること

- そのうち、**進出企業の負担は「要」**（負担割合は裁量で設定可能）
- 地元企業等の負担は任意



(※) 地方負担分については、財源として、民間企業から地方公共団体に対する寄付金や負担金等を充当することも可。